

○ 国税通則法（昭和 37 年 4 月 2 日号外法律第 66 号）（抄）

第 127 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 23 条第 3 項（更正の請求）に規定する更正請求書に偽りの記載をして税務署長に提出した者
- 二 第 74 条の 2、第 74 条の 3（第 2 項を除く。）、第 74 条の 4（第 3 項を除く。）、第 74 条の 5（第 1 号ニ、第 2 号ニ、第 3 号ニ及び第 4 号ニを除く。）若しくは第 74 条の 6（当該職員の質問検査権）の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査、採取、移動の禁止若しくは封かんの実施を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 三 第 74 条の 2 から第 74 条の 6 までの規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

（当該職員の所得税等に関する調査に係る質問検査権）

第 74 条の 2 国税庁、国税局若しくは税務署（以下「国税庁等」という。）又は税関の当該職員（税関の当該職員にあつては、消費税に関する調査を行う場合に限る。）は、所得税、法人税又は消費税に関する調査について必要があるときは、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める者に質問し、その者の事業に関する帳簿書類その他の物件（税関の当該職員が行う調査にあつては、課税貨物（消費税法第 2 条第 1 項第 11 号（定義）に規定する課税貨物をいう。第 4 号イにおいて同じ。）又はその帳簿書類その他の物件とする。）を検査し、又は当該物件（その写しを含む。次条から第 74 条の 6 まで（当該職員の質問検査権）において同じ。）の提示若しくは提出を求めることができる。

一 所得税に関する調査 次に掲げる者

- イ 所得税法の規定による所得税の納税義務がある者若しくは納税義務があると認められる者又は同法第 123 条第 1 項（確定損失申告）、第 125 条第 3 項（年の中で死亡した場合の確定申告）若しくは第 127 条第 3 項（年の中で出国をする場合の確定申告）（これらの規定を同法第 166 条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出した者

ロ 所得税法第 225 条第 1 項（支払調書）に規定する調書、同法第 226 条第 1 項から第 3 項まで（源泉徴収票）に規定する源泉徴収票又は同法第 227 条から第 228 条の 3 の 2 まで（信託の計算書等）に規定する計算書若しくは調書を提出する義務がある者

ハ イに掲げる者に金銭若しくは物品の給付をする義務があつたと認められる者若しくは当該義務があると認められる者又はイに掲げる者から金銭若しくは物品の給付を受ける権利があつたと認められる者若しくは当該権利があると認められる者

二 法人税に関する調査 次に掲げる者

イ 法人（法人税法第 2 条第 29 号の 2（定義）に規定する法人課税信託の引受けを行う個人を含む。第四項において同じ。）

ロ イに掲げる者に対し、金銭の支払若しくは物品の譲渡をする義務があると認められる者又は金銭の支払若しくは物品の譲渡を受ける権利があると認められる者

三～四 略

2～4 略